

令和元年度

八代市議会総務委員会記録

審査・調査案件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 25 |

令和元年9月25日（水曜日）

総務委員会会議録

令和元年9月25日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時05分開議（実時間121分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））
1. 議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））
1. 議案第59号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
1. 議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
1. 議案第61号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について
1. 議案第62号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について
1. 議案第63号・八代市印鑑条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市営中央駐車場の取り扱いについて）
（指定管理者の募集について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前川祥子 君
副委員長 村川清則 君

委員 大倉裕一 君
委員 橋本隆一 君
委員 古嶋津義 君
委員 村上光則 君
委員 村山俊臣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太 君
財務部次長	尾崎行雄 君
財政課長	田中智樹 君
財政課主幹兼 財政政策係長	米村寛樹 君
資産経営課長	鋤田敦信 君
総務企画部	
総務企画部 総括審議員兼次長	山田純子 君
総務企画部 総務企画審議員	緒方浩 君
危機管理課長	廣兼和久 君
危機管理課 消防防災係長	稲崎敬文 君
泉支所地域振興課長	中村道久 君
市長公室	
人事課長	濱田浩介 君
市民環境部	
市民課長	西田裕一 君
理事兼 市民活動政策課長	遠山光徳 君

○記録担当書記 上野洋平 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前川祥子君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりです。

◎議案第５４号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第６号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第５４号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等及び歳出の第２款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、佐藤でございます。本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第５４号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第６号の歳入及び歳出での総務費を尾崎財務部次長が、消防費を山田総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。

また、事件議案で予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第５６号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第３号及び議案第５７号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第４号の歳入を尾崎財務部次長が説明いたします。

次に、条例議案の議案第５９号から６３号まで５つの議案につきましては、関係各課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊

の議案第５４号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第６号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

１ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ４億８６９０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ６５２億５２８０万円といたしております。

第２条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては４ページの表で説明いたします。それでは、４ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正は歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

１の変更で、道路整備事業では、補正前の限度額９億５３９０万円に４０４０万円増額し、補正後の額を９億９４３０万円に変更しております。

次の学校整備事業では、補正前の限度額１億５８４０万円に４９０万円増額し、補正後の額を１億６３３０万円に変更しております。

最後に災害復旧事業では、補正前の限度額５４億５２８０万円に９５０万円増額し、補正後の額を５４億６２３０万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

詳細につきましては、１２ページの歳入款２・市債のところで改めまして説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いします。

款１０・地方特例交付金、項２、目１、節１・子ども・子育て支援臨時交付金で、９２万円を計上しておりますが、これは、本年１０月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国の制

度により、年収３６０万円未満相当の世帯と小学校３年生以下の第３子以降の子供のおかずやおやつなどの副食につきまして、保護者の負担が免除となりますことから、公立幼稚園において、国基準対象分の９２万円が子ども・子育て支援臨時交付金で措置される予定でございます。

款１１、項１、目１、節１・地方交付税で、３６００万８０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１５・国庫支出金、項１・国庫負担金、目２・衛生費国庫負担金、節１・保健衛生費負担金で、１０００万円を計上しております。これは、身体の発達が未熟なまま生まれ、医療を必要とする乳児に対し、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、養育に必要な医療の給付を行うものでございます。

今回、平成３１年４月末から長期間の入院治療を要する生活保護世帯への給付が必要な増額分２０００万円に対する、国からの養育医療負担金でございます。

９ページをお願いします。

目３・災害復旧費国庫負担金、節１・公共土木施設災害復旧費負担金の１３３４万円は、本年８月１４日から１５日にかけての台風１０号により被害を受けました、泉地区の市道下屋敷～樅木線の路肩崩壊にかかる災害復旧事業費２０７０万円に対する国からの道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

次に、項２・国庫補助金、目２・民生費国庫補助金で、６９７万２０００円を計上しております。

節１・社会福祉費補助金の６１１万４０００円は、まず、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等補助金としまして、平成２８年の改正社会福祉法において社会福祉法人に対し、地域における公益的な取り組みの実施につ

いて責務化されており、今回、八代市社会福祉協議会が市内の保育所を経営する４３法人へ呼びかけ、保育所間での連携及び保育所と社会福祉協議会との間で連携を図りながら、社会福祉法人に求められている公益的な取り組みの検討や実施をすることに対して補助される４００万円と、次の地域介護・福祉空間整備等交付金としまして、介護サービス事業所における利用者の安全確保のために、介護老人福祉施設向春苑が行う、非常用自家発電設備の整備に対する補助金１７３万９０００円と、有料老人ホームさざなみが行う、倒壊の恐れのあるブロック塀の改修等に対する補助金３７万５０００円を合わせた２１１万４０００円でございます。

次に、節３・生活保護費補助金の８５万８０００円は、令和２年４月に施行される生活保護制度改正に伴い、生活保護世帯の状況を的確に把握するためのシステム改修に必要な経費に対して補助される、生活保護適正実施推進事業補助金でございます。

次に、目５・教育費国庫補助金、節２・小学校費補助金で、２８２万円を計上しております。これは、令和２年度より鏡西部小学校が鏡小学校に統合されることに伴いまして、スクールバスの新規購入に必要な経費に対して、補助されるへき地児童生徒援助費等補助金でございます。

１０ページをお開きください。

款１６・県支出金、項１・県負担金、目２・衛生費県負担金、節１・保健衛生費負担金で、５００万円を計上しております。これは、先ほど国庫負担金で御説明いたしました未熟児の養育に必要な医療の給付を行うもので、増額分２０００万円に対する県からの養育医療負担金でございます。

次に、項２・県補助金、目２・民生費県補助金、節１・社会福祉費補助金で、１億９５４０万２０００円を計上しております。

まず、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の1億6352万円は、地域の介護拠点となる施設、居住系サービスなどの整備を図るため、第7期八代市高齢者福祉計画・八代市介護保険事業計画に基づき、新たに2つの施設を整備する経費の一部を補助するものでございます。

1つ目は、認知症対応型共同生活介護と呼ばれる認知症の方が共同生活をする住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などを行う施設を整備するものでございます。事業主体の株式会社大洲産業が、郡築圏域に予定しており、補助金額は3360万円でございます。

2つ目は、介護老人福祉施設入所者生活介護と呼ばれる寝たきりや認知症などにより自立した生活が難しい要介護者に対し、日常的な生活の介護などを行う施設を整備するものです。事業主体の社会福祉法人郷寿会が、宮地圏域に予定しており、補助金額は1億2992万円でございます。

また、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金の3188万2000円は、先ほど説明いたしました2施設について、開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制整備を支援するため、開設準備に要する経費を補助するものでございます。

補助金の内訳としまして、認知症対応型共同生活介護につきましては755万1000円、介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては2433万1000円でございます。

次の、目3・衛生費県補助金、節1・保健衛生費補助金で、218万1000円を計上しております。

この少子化対策総合交付金は、不妊治療を受ける夫婦に対し助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、保険適用外診療であります人工授精に要した自己負担額に対しまして、本年10月から治

療費助成費の申請日における妻の年齢が40歳未満である夫婦1組につき、年度当たり5万円を上限として行う助成の一部について県より補助されるものでございます。

次の、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、1億4827万5000円を計上しております。

この内訳は、説明欄の上から、産地パワーアップ事業費補助金1億4500万円は、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みに必要な施設整備に要する経費の一部を補助するものでございます。

事業主体は、株式会社熊本青果物出荷組合と合同会社エコファーム立石出荷組合で、事業内容はいずれもミニトマト選果施設の整備として、選果機の更新及び処理能力を向上させるものでございます。

次の、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金の277万5000円は、米を中心とした土地利用型農業の競争力強化のため、松高地区の農事組合法人ファームやっこが行います、規模拡大に向けたコンバインの導入に要する経費の一部について補助されるものでございます。

次に、大規模営農効率化支援事業補助金50万円は、大規模農業法人による大規模営農の効率化の取り組みに対して50万円を上限とする定額補助で、株式会社アグリ日奈久が行います、新品種・新技術や作期分散の導入などに要する経費の一部として補助されるものでございます。

次に、目5・商工費県補助金、節1・商工費補助金で80万円を計上しております。これは、泉地域の観光施設の1つであります梅の木轟公園の表示板の張りかえのほか、あずまやの階段、防護柵、木製ベンチ等の補修に対して補

助される、熊本県癒しの森整備支援事業補助金でございます。

次に、目 7・消防費県補助金、節 1・消防費補助金では、338万2000円を計上しております。この消防団設備整備費補助金は、消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団に配備するAEDやエンジンカッター、チェーンソーなど、救助用資機材等の計画的な整備に要する経費に対して補助されるものでございます。

次に、目 9・災害復旧費県補助金、節 1・農林水産業施設災害復旧費補助金に250万円を計上しております。これは、林道施設災害復旧費補助金でございまして、本年8月14日から15日にかけての台風10号により被害を受けました、泉町の林道植木谷線の路肩崩壊に係る災害復旧工事費500万円に対するものでございます。

11ページをお願いします。

款 18、項 1・寄附金、目 3・農林水産業費寄附金、節 1・農業費寄附金の300万円は、八代産暈表の優位性、認知向上に向けた広告宣伝や、八代産暈表の導入促進及び八代産暈表加工製品の販売促進を図るために、民間企業等と共同で協議会を設立し事業を推進するもので、その協議会設立にかかる費用の一部として企業から八代産暈表応援寄附金として受け入れるものでございます。

次の、目 4・教育費寄附金、節 7・社会体育費寄附金の50万円は、令和元年5月29日に八代弘済会より寄附があり、スポーツの振興に役立ててほしいとの意向があったことから、スポーツ振興費寄附金として受け入れるものでございます。

次の、款 19・繰入金、項 1・基金繰入金、目 12、節 1・平成28年熊本地震復興基金繰入金の50万円は、その次の、款 21・諸収入、項 4、目 5、節 8・雑入の消防団員安全装

備品整備等助成金50万円と合わせまして、消防団の鏡方面隊と泉方面隊へのLEDバールン投光器1台ずつの配備に活用するものでございます。

12ページをお願いします。

款 22、項 1・市債、目 6・土木債、節 1・道路橋梁債の4040万円は、先ほど第2表、地方債補正で説明しました道路整備事業に係るもので、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくり促進と、大型クルーズ客船入港に伴うインバウンド需用の取り組みを目的とし、整備を行っている市道本町1丁目2号線について、シンボルロード整備事業と位置づけ、誰からも親しまれにぎわいのある施設となるようオープンスペース等を設けるなど、その整備に要する事業費に対し、充当率95%の合併特例債を予定しております。

内容としましては、休憩、読書、ランチなどの憩いの空間となるシンボルベンチ及びサークルベンチの整備や、驚きと感動の空間を演出できるプロジェクションマッピングなどにも利用できる目隠しフェンスの整備などに係る工事費4260万円で、現在、国と県、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社が一体となって取り組んでいる、くまモンポート八代の整備に合わせ、令和2年3月の完成を目指すものでございます。

次に、目 8・教育債、節 1・小学校債の490万円は、先ほど国庫補助金で説明しました鏡小学校スクールバス購入にかかるもので、事業費から補助金を差し引いた額に対し、充当率95%の合併特例債を予定しております。

次の、目 9・災害復旧債に950万円を計上しております。節 2・農林水産業施設災害復旧債220万円は、先ほど県補助金で説明しましたように、本年8月14日から15日にかけての台風10号により被害を受けました、泉町の林道植木谷線の路肩崩壊に係る災害復旧工事に

対する市債で、事業費から県補助金を除いた額に対し、充当率90%でございます。

次の、節3・公共土木施設災害復旧債730万円は、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました、本年8月14日から15日にかけての台風10号により被害を受けました泉地区の市道下屋敷～樅木線の路肩崩壊に係る災害復旧事業に対する市債で、事業費から国庫負担金を除いた額に対し充当率100%でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款2・総務費、項3、目1・戸籍住民基本台帳費に戸籍住民基本台帳事務事業として306万9000円を計上いたしております。これは、住民票とマイナンバーカードへの旧氏の記載を定めた改正住民基本台帳法施行令等が令和元年11月5日から施行されることに伴い、窓口サービスの向上、女性活躍推進の基盤整備をさらに推進する観点から、住民票、マイナンバーカードと同様に、印鑑登録証明書に旧氏が記載できるよう、印鑑登録証明システムの改修に要する経費でございます。

以上で当委員会に係る歳入及び総務費の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市債のところ、市内一円道路整備事業という説明書きで、このシンボルロードの財源ですよということでありましたけれども、これはもともと当初予算で1億円の整備費を、同じく合併特例債を活用して取り組みますよということであったというふうに思います。で、事業の説明を、当初予算を可決した後ですね、地域説明をしたところ、地域の方

とか関係の方から、もうちょっと整備を充実してほしいというような要望があったことから今回の補正に至ったというような経緯を聞いておるわけですが、補正という部分から考えると、緊急性とかですね、そういったときに補正を出すような部分を認識しているわけですが、今回、補正として財源を担当されている財務のほうとして、この整備事業に対してどのような査定といいますか、何ていいますか、チェックを働かされたのか、確認をされたのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でございます。

委員お尋ねのシンボルロードの件ですが、まず、合併特例債を使ったという点ではですね、当初予算のほうでも財源としては合併特例債を充てていたんですけども、今回、補正予算についても合併特例債を充てるということで、当課のチェックの内容としましては、合併後の市町村の一体性のある速やかな確立を図ることということと、2点目に、市町村の均衡ある発展に資する、3点目に、合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することという3点のチェックで、今回、特例債の活用ということで、財源として充てることといたしました。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） アバウトなといいますか、総体的にはそういうふうな話になるのかなとは思いますが、事業費が当初の予定が1億で、建設環境委員会に追加補正を出しますよという説明がされたときは5000万の追加補正だったというふうに議事録読むと載ってます。で、事業費1億に対して5000万の補正、今回は4260万ですかね、事業費、最初のほうはそういうふうに載っていますが、そのほとんどを、95%該当ということですので4040万円市債、——合併特例債でということなんで

すよね。そのあたりに対して、恐らく担当課としてもチェックをされたんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたりは具体的に何もされなかったんですかね。

○財務部次長（尾崎行雄君） お世話になります。

たしか建設環境委員会のほうではですね、所管事務調査で5000万ということで説明されたと思いますが、その後、この9月補正にですね、来るまでに、原課のほうで中身を精査されてですね、今回の4260万ということで予算要求されまして、実際、来年、令和2年の3月にですね、くまモンポート八代、外港のほうが整備が完了するというのにあわせましてですね、どうしても急ぎですね、整備をしないといけないということで、やむを得ず今回の9月補正に至った次第でございまして、中身につきましても当初考えていた分よりもさらにですね、充実させた整備ができるようにということで、ベンチとかプロジェクションマッピングができるようですね、そういった施設整備にどうしても必要ということで補正に至ったわけでございます。

○委員（大倉裕一君） 理解はしたいと思いますが、他市のこういうシンボルロードの整備事業を調べてみると、補助事業を活用されているところがあるんですよね。で、当初予算では、私、賛同というか賛成をした事業内容じゃあるんですけど、改めてこのシンボルロードが補助事業として該当しなかったのか、なぜ該当しないのかということをお聞かせいただいていいですか。

○財務部次長（尾崎行雄君） たしか当初の時点ではですね、補助事業に該当しないのかというのは、再三ですね、担当課のほうにも確認しまして、補助事業には該当しないのでやむを得ず単独事業として整備させていただきたいということで、補助事業には該当しないというのは確

認したんですけど、その詳しい内容までちょっと、聞いたはずなんですけど、ちょっと。改めて確認したいと思います。

○委員（大倉裕一君） 何ていうんですかね、補助事業からやっぱり入っていただきたいというふうな思いを持ってお尋ねをしたんですけど、そのあたりはきちんと委員会で説明をできるように、何ていうんですかね、答えを把握しとっていただきたいというふうに思います。また後ほどでも構いませんので、そのあたりをしっかりと教えていただきたいと思います。できれば委員会の開催中ですね、にでも教えていただいたほうが、今の状況としては賛同という部分まで行っていないところがありますので、後ほど教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） 委員会中の回答ということで。

○委員（大倉裕一君） はい。できればそのようにお願いしたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 委員会中に、じゃあ、できますか。後ほどでも構いませんけど、よろしいですか。

○財務部次長（尾崎行雄君） はい。

○委員（大倉裕一君） 引き続きなんですけど、財源、合併特例債を活用ということでした。これまでも委員会の中でずっと合併特例債の活用状況というのを聞いてきたんですけど、今回の補正で合併特例債がどれだけ活用されているのかということをお聞かせいただけますか。

○財政課長（田中智樹君） まず、本市の借入れの限度額は御案内のとおり、約401億円ということは御存じだと思います。で、今回の9月補正分までの活用額が約261億円でございます。ですので、残りが約140億円ということになります。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます

す。引き続きいいですか。

11ページの寄附金で、4目・教育費の寄附金なんですけど、弘済会からの寄附だったということでお聞きしましたけれども、残りの額が残っているんでしょうか、これで全て吐き出しといたしますか、使ってしまうということになるんでしょうか。

○財務部次長（尾崎行雄君） 50万きっかりですね、執行するという予定でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。ありませんですか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 先ほど述べましたシンボルロードの件なんですけども、市民の方から、やれシンボルロードの整備ということに対して、非常に不安の声、特にインバウンド効果というような話をされて、船も少なくなるとっじゃないかと、で、慌てて整備をする必要があるのかというようなですね、お声を物すごく聞き始めました。というのも、新聞報道等で補正内容が載ったと。で、また当初予算で1億の予算を財源としているということが、その市民の皆さんの不安というところにつながっているのかなというふうに思います。

で、一方では、道路ですね、市民の生活道路という整備がなかなか進んでいかない。こういったところの財源の確保というのもしっかり財務のほうにはお願いをしておきたいというふうに思うところです。

それと、シンボルロードについては、先ほどそういう不安がありました、で、1億4260万ですかね、これだけかけて整備をするという

覚悟、それから責任を持ってですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で、歳入等及び歳出の第2款・総務費について終了します。

次に、歳出の第8款・消防費について、総務企画部より説明願います。

○総務企画部総括審議員兼次長（山田純子君） 総務企画部の山田でございます。

消防費につきまして御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（山田純子君） それでは、補正予算書16ページをお願いいたします。下段の表でございます。

款8・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費では1515万円を追加し、補正後の金額を3億433万円といたしております。

内容といたしましては、まず、消防操法大会等事業としまして400万円を計上いたしております。こちらは、先月当市で開催されました第6回熊本県女性消防操法大会におきまして、八代方面隊本部分団が優勝し、来たる11月13日水曜日に横浜市で開催されます、第24回全国女性消防操法大会へ出場するための費用としまして、旅費、ポンプなどの運搬費、出場の助成金を計上しております。

次に、消防団整備事業としまして、1115万円を計上いたしております。こちらは、消防団の資機材整備に係る2つの事業となっております。

まず、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業としまして1015万円を計上しております。

す。これは、平成30年12月に閣議決定されました国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を受けまして、災害時の消防団のより効果的な救助活動を実現するため、消防庁の補助金を活用し、未整備の救急・救助用資機材の整備を進めるものとなっております。

AED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキの救助用資機材を消防団へ整備する費用として、備品購入費を計上しております。なお、特定財源の国県支出金338万2000円は、消防団設備整備費補助金でございます。

次に、消防団員安全装備品整備等助成事業としまして、100万円計上しております。これは、消防の夜間活動時の照明としまして、消防団へLEDバルーン投光器2台を配備する費用としまして、備品購入費を計上しております。

LEDバルーン投光器につきましては、平成27年度より各方面隊への計画的な配備を進めております。今回は鏡と泉の各方面隊へ1台ずつ配備することとしております。なお、特定財源のその他は、消防団員安全装備品整備等助成金50万円、熊本県地震復興基金繰入金50万円、合計100万円となっております。

以上、消防費の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 消防操法大会についてお尋ねをしたいと思います。まず、本市の女性消防団の方々が優勝されたということですね、お祝いを申し上げたいと思いますが、この400万円の旅費の根拠、何に基づいてこの400万円ということを申請されているのかということをお聞かせいただいて、よろしいですか。

○危機管理課長（廣兼和久君） 失礼します。

危機管理課、廣兼でございます。

今回の女性操法大会で優勝をいたしまして、横浜へということで経費を計上いたさせていただいております。この経費のほうは、旅費とポンプの輸送費等が入っておりますが、この400万円という数字は、主には、旅費が主になっているというところではございます。

全国大会ということですので、応援団のほうも行くようにしております。各消防団の方と本部分団ですので、本部分団の応援ということで合わせましてですね、応援に行くということで400万円というふうな数字になっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 過去に例があったのかどうかということもお聞かせいただいていいですか。全国大会に出場されたということをお聞かせください。

○総務企画部総務企画審議員（緒方 浩君） おはようございます。総務企画部、緒方でございます。

過去に前例がということでございますけども、平成27年ですね、八代市女性消防隊が全国大会というところで、出場されているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） そのときも今回と同じような予算申請でしょうか。

○危機管理課長（廣兼和久君） 失礼します。廣兼です。

前回のはですね、最終的には300万ぐらいで済んでおります。これは、一応、消防団等ですね、応援に行く行かないということですね、募集をいたしまして、人数がちょっと減ったというところでございました。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 今回も同じような募集といいますか、実際のところを応募されてという形になるのでしょうか。で、その場合、予算

に達しなかった分についてはどのようにされるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理課長（廣兼和久君）　今回はですね、前回とまた開催場所がちょっと違うというところもありまして、旅費のほうはですね、前回と若干違うところがございしますが、今回も各消防団のほうにはですね、募集はかけておまして、応援に行かれる方ということでかけておりますので、人数が出てきたというところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君）　意見になると思うんですけども、活動しやすい環境をつくっていただいてですね、いい成績が残されることを期待したいというふうに思います。

引き続きよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君）　はい。

○委員（大倉裕一君）　消防団整備事業で機材を整備されているということは、これまでも補正予算で上がってきておりましたので、認識をしております。その中で、計画を立てて配置を進めていらっしゃるようではございますけれども、現在の進捗率というのは今回の補正予算でどれぐらいになるのでしょうか。

○危機管理課長（廣兼和久君）　済みません、今回の予算計上ですが、2つありまして、先ほど説明がありましたAED、油圧切断機、エンジンカッター等はですね、3カ年計画ということになっておりますので、ことしが2年目ということになります。で、来年で終わりということになります。

あと、バルーン投光器に関しましては、今、整備を実際に27年度から進めておりますが、各方面隊に整備をするということで、八代はちょっと大きいので八代だけ5つ、あとは各町ごとで、10ということで今整備を進めている段階でございます。ことしで10台ということに

なりますので、あと10台ということで、半分ということになっております。

以上です。

○委員（大倉裕一君）　計画に進めていらっしゃるということは理解をしたいというふうに思います。

最近、山の遭難とか、今、ニュースでも出ますように、子供さんがですね、行方不明になられたとか、そういったときに有効に使えるものだというふうに思いますので、計画的な整備をあわせてお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君）　ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君）　同じ操法大会に向けての質問というか確認ですけれども、現在、女性団員さんは何名おられるのかということと、それから、応援で行かれる方も何名なのかとか、それから、女性団員の定員はあるのか、それとも、今後の団員の勧誘というんですかね、そういうことに対しての取り組み、担当課が来ておられるので、よかったら、わかる範囲内で結構です。

○危機管理課長（廣兼和久君）　失礼します。

まず、女性消防隊なんですけど、今、八代には2つございます。今回、出場する本部分団の女性隊と、あと女性消防隊というのがございまして、今回、出場する本部分団は10名いらっしゃいます。で、今回、選手も含めて9人ほど横浜のほうには行かれるという予定になっております。

以上です。

○委員長（前川祥子君）　済みません、今後の。

○危機管理課長（廣兼和久君）　済みません。定員はですね、女性消防団員が幾らというのはございせん。で、今後もですね、随時、募集をしていくということでしております。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。
す。

関連して。定員がないっちゃうことであれなんですけれども、よければ、ある程度その目標数とかですね、何か提示をされて、今年度は何名募集しますよとか、どこまでいけるのかっていうところまで、ある程度、何か計画されたいのかなという、今、印象がありました。

済みません、質問じゃなくて、また意見でもよかったですけど。

○委員長（前川祥子君） 意見でよろしいですか。

○委員（橋本隆一君） 意見で、じゃあ、済みません。

○委員長（前川祥子君） それに対する答えは別によろしいですか。

○委員（橋本隆一君） その辺をどのようにお考えですかということ。

○危機管理課長（廣兼和久君） 今、条例で定員が2500名というふうに決まっております、そのうち、今、2300ぐらいおります、消防団がですね。ですから、今の女性消防隊員、女性を何人という規定はしていないんですが、なるべくふやしたいという気持ちはございますので、目標を持って今後できればなと思っております。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 1つ教えてください。
AEDを13台入れられますけれども、消防団にAED、ああ、なるほどなと思ったんですが、これ何か、何年か置きにはたしか更新せんといかんだったですよ。何年ですかね。

○危機管理課長（廣兼和久君） パッドとですね、あとは充電池がありまして、パッドが5年ぐらいだったと思います。で、充電池のほう

7年ぐらいだったんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員（村川清則君） 補修するときには、補助金もなんにもないわけですよ。

○危機管理課長（廣兼和久君） これを次回更新のときには、今のところ補助金はないというふうに考えております。

○委員（村川清則君） いいです。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 質疑は以上で終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（古嶋津義君） 消防団の救助能力向上資機材緊急整備事業であります、実は阪神・淡路大震災のときですね、ジャッキとか、のこぎりとか、そういう救出の機器、三種の神器というそうですが、なかなか足らなかったということで、整備工場から自動車のジャッキまで借りてきて、木造家屋については包丁まで使って救出をしたという事例がございましてですね、ぜひこの辺のところは、緊急ではありますが、なるだけ整備の促進をお願いしたいと思っております。

それと、先ほどAEDの話が出ました。そのときですね、子供用のパッドがなかったそうです。その現場でですね。子供用がなくても、大人用を使ってもいいということではあったんですけど。その辺の整備もお願いをしておきたいと思っております。

それと、先ほど女性の消防隊員ですが、ちょうど27年のときですね、そこのばんぺいゆ号で一緒になりましてですね、うちは会派の視察でございまして、朝ちょっと早かったもんですから、女性消防隊が少しですね、手間が要りまして、飛行機の時間にやっと間に合うた状況で

ありましたので、その辺のところは少し要領よくお願いをしたいなというふうに思っております。ほかのお客さんからも、ちょっと苦情が出ましたので、一言申し上げておきます。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、歳出の第8款・消防費の説明は終わりますが、先ほど大倉委員のほうから、シンボルロードの事業の補助事業に該当しないのかということの確認ですが、わかりましたでしょうか。

○財政課主幹兼財政政策係長（米村寛樹君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）先ほどのシンボルロード事業の補助がとれなかったのかという御質問なんですけれども、とれなかった理由としまして、今回の工事が道路の拡幅工事ではなかったということ、さらに、大体、維持管理では補助メニューはあるんですけど、今回の場合が、周辺一帯の整備ではなく、シンボルロード1路線の整備だったということから、補助事業としてはとることができなかったということになります。

以上です。

○委員長（前川祥子君） 今の説明でよろしいですか、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 補助事業がとれるように努力はされたということで理解をしたいと思います。したけども、残念ながらこの整備が、補助事業の条件に該当しなかったということで理解をしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○委員長（前川祥子君） それでは、これより採決いたします。

議案第54号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めま

す。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわります。

◎議案第56号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分））

○委員長（前川祥子君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和元年度八代市一般会計補正予算書・第3号で、6月定例会後に災害復旧事業に伴う起債限度額の変更などを行う必要から、令和元年7月19日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、5ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3520万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ647億3440万円といたしております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては7ページの表で説明いたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、1の変更で、災害復旧事業において限度額を増額いたしております。詳しい内容は後ほど、歳入、款22・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

11ページをお願いします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で、2329万9000円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、220万1000円を計上しております。これは、6月末からの梅雨前線豪雨で被害を受けた腰越～平線の仮設道整備にかかる災害復旧事業費330万円に対する国からの道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

次に、款22、項1・市債、目9・災害復旧債、節3・公共土木施設災害復旧債で、970万円を計上しております。

まず、道路橋梁施設災害復旧事業の520万円のうち100万円は、6月末からの梅雨前線豪雨により被害を受けた、泉地区の市道腰越～平線ののり面崩壊による孤立解消のための仮設道整備にかかるもので、補助工事費330万円に対して、先ほど御説明いたしました国庫負担金220万1000円を差し引き後、充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。残り420万円につきましても、6月末からの梅雨前線豪雨により被害を受けた、坂本地区の市道柵ノ俣線ほか3路線ののり面崩壊など崩土の復旧や、泉地区の市道腰越～平線ほか2路線ののり面崩壊による本復旧のための測量設計業務委託や崩土の復旧工事などのほか、東陽地区の久木野座連線の崩土撤去にかかる災

害復旧工事に対する市債で、充当率100%でございます。

次の河川施設災害復旧事業の450万円は、6月末からの梅雨前線豪雨により被害を受けました、二見地区の南川などの護岸崩壊や坂本地区の小野川ののり面崩壊による災害復旧工事にかかる市債で、充当率100%の単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第57号・専決処分の報告及びその承認について（令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分））

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めま

す。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、座らせていただきまして、説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第57号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和元年度八代市一般会計補正予算書・第4号で、6月定例会後に災害復旧事業に伴う起債限度額の変更などを行う必要から、令和元年8月2日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、19ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1750万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ647億5190万円といたしております。

また、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては21ページの表で説明いたします。

それでは、21ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、1の変更で、災害復旧事業において限度額を増額いたしております。詳しい内容は後ほど、歳入、款22・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

25ページをお願いします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で、1430万円を計上いたしております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款22、項1・市債、目9・災害復旧債、節2・農林水産業施設災害復旧債で320万円を計上しております。

これは、7月の梅雨前線豪雨で被害を受けた、泉町の林道菊池人吉線の災害復旧工事において不可抗力による損害に対する補償金の市債で、充当率65%の単独災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないということですので、これより採決いたします。

議案第57号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れかえのため小会いたします。

（午前10時58分 小会）

（午前11時00分 本会）

◎議案第59号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

◎議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第59号・地方公務員法及び地方自治法

の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について一括して説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。

議案第59号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、関連がありますので、一括して御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） まず、条例案の説明に入ります前に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容と会計年度任用職員制度について御説明いたします。

配付しております資料で、右肩に議案第59号・第60号関係資料と記載しております資料をお願いいたします。

まず、1の地方公務員法及び地方自治法の一部改正についてですが、地方公務員の臨時・非常勤職員につきましては、各地方公共団体で年々増加しており、さまざまな分野で活用されていますことから、現状において地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められ、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。

なお、この改正法は令和2年4月1日から施行されることとなっております。

それでは、まず、（1）地方公務員法の改正点でございますが、大きく3点あります。

1点目が、特別職非常勤職員の任用の厳格化であります。

本市におきましては、事務補助や保育士等を特別職として任用しているケースはありませんが、全国的には、通常の事務職員等であっても特別職の非常勤職員として任用しているケースが多く見受けられ、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されないなどの問題が生じておりました。そのため、特別職の範囲が、専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者などに厳格化されることになりました。

次に2点目、臨時的任用職員の厳格化であります。

臨時的任用は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力の実証を行わずに職員を任用する例外的な制度でありましたが、こうした趣旨に沿わない運用が見られましたことから、その対象が、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されることになりました。

このように、臨時的任用職員については、あくまでも常勤職員の代替ということになり、常勤職員と同様にフルタイムの任用に限られ、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなります。

本市におきましても、これまで多くの臨時的任用職員を任用しておりましたが、今後は、職員が欠員となった場合で、緊急の場合、臨時の職に関する場合にしか任用できなくなり、多くの場合、臨時的任用職員としての任用はできなくなります。

次に、3点目、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化であります。

特別職の非常勤職員や臨時的任用職員の任用が厳格化され、今後は一般職の非常勤職員での

任用が中心となりますが、これまで法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確でありましたことから、一般職の非常勤職員として新たに会計年度任用職員に関する規程が設けられ、その任用等に関する制度が明確化されることになりました。

次に、（２）地方自治法の改正点ですが、こちらは給与に関する部分で、会計年度任用職員に対して期末手当の支給ができる規定が整備されました。

資料の２ページをお願いします。

２の会計年度任用職員制度について御説明いたします。

会計年度任用職員につきましては、地方公務員法上、４月から３月までのいわゆる一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員と定義され、パートタイム職員とフルタイム職員の２つの類型が設けられました。

その上で、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、給料、旅費及び一定の手当が支給できることになり、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬、費用弁償及び期末手当が支給できることになりました。

このように、地方公務員法及び地方自治法の改正に対応し、また、会計年度任用職員制度を運用していくに当たって、条例の整備が必要になり、今回、２件の条例議案を提案させていただいたものでございます。

１件目が、今回の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、既存の条例１５件の一部を改正するものです。

２件目が、今回新たに創出されました会計年度任用職員の給与等につきまして、必要な事項を定めるものであります。

それでは、議案第５９号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきまして御説明いたします。

議案書は３１ページからになります。

提案理由につきましては、先ほども申しましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整備を図るため、所要の条例を改正する必要があるためであります。

説明につきましては、右肩に議案第５９号関係資料と記載しておりますホチキスどめの資料の新旧対照表を使って説明させていただきます。

それでは、各条例の一部改正の主な内容につきまして、１つずつ説明してまいります。

まず、第１条関係は、八代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですが、非常勤職員の定義を修正し、フルタイムの会計年度任用職員を報告事項の対象とするものです。

次に、第２条関係は、八代市職員定数条例で、定数条例の対象となる職員の定義を修正するものです。

先ほど、臨時的任用職員を任用できるのは、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたと説明いたしましたが、さらに、その上で任用できるのは、緊急の場合または臨時の職に関する場合になりますが、緊急の場合は、臨時の職でないことから、定数条例の対象となることとなりますが、臨時の職に関する場合は、１年以内に廃止することが予想される職でありますことから、定数条例の対象外となります。

そこで、第１条の定数条例の職員の定義から、臨時的任用職員のうち、臨時の職の場合は定数から除くというものです。

次に、第３条関係は、八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ですが、会計年度任用職員の任期は最長で１年でありますことから、分限による休職期間を、常勤職員とは異なり、任期の範囲内とするものです。

資料の２ページをお願いします。

第４条関係は、八代市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例ですが、この条例の対象とな

る職員には会計年度任用職員も含まれますが、パートタイムの会計年度任用職員については給料ではなく報酬を支給しますので、パートタイムの会計年度任用職員の懲戒による報酬の減額に関する規定を追加するものです。

なお、パートタイム職員には時間外手当等の手当に相当する額も報酬として支給しますが、懲戒の対象となる報酬からは手当に相当する額は除きます。

次に、第5条関係は、八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですが、まず第7条の休息時間につきましては、今回の会計年度任用職員制度とは関係ありませんが、休息時間の適用がありました市立病院が既に廃止されていますことから、休息時間に関する規定を削除しております。

第12条では、臨時的任用職員にも、常勤職員と同様に、1月から12月の一暦年ごとに年次有給休暇をその在任期間を考慮して付与する規定を追加しております。

第18条では、「臨時又は非常勤の職」を「会計年度任用職員」に改め、臨時的任用職員につきましては本条例を適用することとし、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については別に規則で定めるとしたものです。

資料の3ページをお願いします。

第6条関係は、八代市職員の育児休業等に関する条例ですが、第7条第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関する規定になります。

育児休業は、常勤職員のみならず、一定の条件を満たす非常勤職員も取得できますが、会計年度任用職員へは勤勉手当を支給しませんので、対象から除いています。

また、第8条は、育休から復帰した職員の号給の調整に関する規定ですが、会計年度任用職員は会計年度ごとに新たな任用となり、任用のたびに職務経験等を考慮して新たに給料または

報酬を決定することになりますから、昇給という概念がありませんので、第8条から会計年度任用職員を除いております。

資料の4ページをお願いします。

第7条関係は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例ですが、第2条は、給与を受けながら職員団体の活動等ができる場合の規定ですが、会計年度任用職員が休職した場合は給与の支給がありませんので、会計年度任用職員が休職した場合を対象から除くものです。

資料のほうは4ページから5ページになりますが、第8条、第9条関係は、八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例、八代市報酬及び費用弁償条例となりますが、いずれも地方自治法の改正によります参照条文のずれを解消するものです。

次に、第10条関係は、八代市一般職の職員の給与に関する条例ですが、「臨時又は非常勤の職員」の給与に関する規定を「会計年度任用職員」の給与に関する規定に改め、会計年度任用職員の給与につきましては、この後の議案第60号の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例で定めるとしたものです。

次に、第11条は、八代市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、第21条において、技能労務職員である会計年度任用職員の給与については、他の技能労務職員の給与との均衡を考慮して、市長が別に定めるとしたものです。

資料の6ページをお願いします。

第12条関係は、八代市職員退職手当支給条例ですが、第3条第2項は、パートタイムの会計年度任用職員は退職手当の支給対象とならないとするものです。

資料の6ページから7ページですが、第13条関係は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例ですが、フル

タイムの会計年度任用職員や企業職員、技能労務職員には給料を支給することになるため、補償基礎額に給料を追加するものです。

次に、第14条関係は、八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、企業職員となる会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、他の会計年度任用職員の例によるものとするものです。

最後に、第15条関係は、公益的法人等への八代市職員等の派遣等に関する条例ですが、地方公務員法の改正によります参照条文の修正であります。

なお、本条例の施行日につきましては令和2年4月1日といたしております。

それでは、続きまして、議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例につきまして御説明いたします。

議案書は37ページからになります。

なお、説明につきましては、右肩に議案第60号関係資料と記載してある資料を使って説明させていただきます。

条例制定の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定める必要があるためでございます。

条例制定の主な内容ですが、第2条から第7条におきまして、会計年度任用職員の給与の種類及びその算定等について定めております。

給与の種類としましては、資料の2の(1)の表にお示ししておりますが、フルタイム職員につきましては、給料、通勤手当、時間外手当等、及び期末手当を支給することとしております。パートタイム職員につきましては、報酬、通勤手当等については費用弁償として、時間外手当等につきましては報酬として、及び期末手当を支給することとしております。

また、旅費につきましては、フルタイム職員には常勤職員と同様に旅費として支給し、パー

トタイム職員には費用弁償として支給することとしております。

次に、(2)の第3条関係になりますが、フルタイム職員の給料につきましては、一般職給与条例に規定する常勤職員の行政職給料表を準用することとしまして、看護師等につきましては、国の基準を参考に、本条例の別表第1の医療職給料表によることとしております。

次に、第4条関係になりますが、パートタイム職員の報酬につきましては、フルタイム職員の規定による基準月額を用いて、それぞれ勤務する時間、日数に応じて算出することとしております。

次に、通勤手当について御説明いたします。戻りますけども、議案書の39ページをお願いいたします。

議案書の39ページから40ページにかけては、会計年度任用職員の通勤手当の額について定めております。通勤手当につきましては、パートタイム職員につきましては費用弁償となりますが、基本的に常勤職員と同様の規定となっております。

それでは、資料のほうに戻っていただいて、資料の2ページの(3)をお願いします。

第7条で、会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項について定めております。期末手当につきましては、任期が6カ月以上の会計年度任用職員に支給されることとなります。

なお、支給につきましては、常勤職員との均衡を図るため、常勤職員の規定を準用することとしておりますが、支給割合につきましては、2年程度の期間をかけて段階的に引き上げる取り扱いとする予定としております。

次に、資料の(4)をお願いします。

表に、第10条で規定しておりますフルタイム職員とパートタイム職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を記載しております。15

5時間とありますのは、1カ月当たりの勤務時間数であります。1日7.75時間の20日間ということで、155時間というふうになります。

会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しない場合に、この計算によって算出されました1時間当たりの給与額が減額されることになります。また、時間外手当等を算出する際にも、この1時間当たりの給与額が基礎となります。

最後に、本条例の施行日は令和2年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の会計年度任用職員の雇用の継続年数は3年と、最大3年ということですね。3年でリセットといいますか、また次に面接を受けなければならないということになるんだろうというふうに思うんですけども、その前の勤務成績、そういったところは誰が判断をして、次の任用に当たっての評価、そういったところにつながっていくんでしょうか。そのあたりを少し御説明いただければと思います。

○人事課長（濱田浩介君） 評価に当たっては、実際に任用された所管課の所属長が評価をすることになります。それを次の任用にどう反映するかにつきましては、また同じ場所であればですね、同じ課に配属ということであれば、その、そのまま評価されたところで使えるんですけども、また別のところに例えば任用ということになった場合はですね、その分は人事課のほうで一旦把握しまして、それを新たに応募された、別の課であればですね、そういったところにお示しするような形になるかと思いま

す。

○委員（大倉裕一君） 採用試験の内容なんですけども、新しく選考されるときは採用試験なんですけど、そのときは一般教養と面接という形になるんでしょうか。その選考に当たってどういう方々が対応されるのか。組織をつくれるのかどうか。そのあたりをお聞かせいただけますか。

○人事課長（濱田浩介君） 再度の任用に当たっては、選考という方法によることとしておりますけども、選考に当たってはですね、今もって、筆記試験、教養試験とか、そういったものは現時点では考えておりません。これまでに市の中で任用の経験等があればですね、その際の評価、あるいは応募されたときの履歴書あたりを参考にですね、面接を行っていただいて、実際に任用される担当課のほうで選考をしていたくという形になるかと思います。

○委員（大倉裕一君） 一般質問でも複数の方が取り扱われて、私も取り扱ったんですけども、一般質問の答弁の中では、今後明らかにしていきたいという部分が多々あったというふうに思ってるんですけど、具体的なものが煮詰まっていくのはいつぐらいを予定されているんでしょうか。

○人事課長（濱田浩介君） 財政的な部分もありまして、その辺は担当課、財政課あたりとも協議が必要になります。ただですね、来年度、4月からスタートするための募集等の時期を考えれば、できるだけ早く、まず実際に対象となられる現在の臨時・非常勤職員さんあたりに説明をしないといけないと思います。それはできるだけ早目、——具体的にまだいつというのは決まってないんですけども、できる限り早くしたいなどは考えています。10月とか11月とかですね。来月とか再来月とかまでにはしないといけないのかなとは思っています。

○委員（大倉裕一君） 今後のスケジュールと

いう点では、どういった計画をされておりますか。スケジュールを持って取り組んでいかないとかなかなか、そこもお流れお流れではいけないというふうに思いますので、そのあたりの考え方をお聞かせください。

○人事課長（濱田浩介君） 今後のスケジュールにつきましては、先ほども言いましたとおり、まずは、担当課もですけれども、実際に対象となられる臨時・非常勤職員さんに対する説明会をまず実施しまして、その後、早いものであればもう12月から募集のほうをしたいと思います。あと12月から1月にかけてですね、募集のほうをしたいと思います。その後は選考を行いまして、4月からスタートというふうに考えております。

○委員（大倉裕一君） 説明会についてはいつということは申し上げられなかったんですけど、12月から募集をされるということであれば、12月前には説明会をされるということを受けとめてよろしいですね。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○人事課長（濱田浩介君） 説明会についてはそのように実施したいと考えております。

○委員（大倉裕一君） 要望になりますけれども、所得ですね、所得で、年収は今回引き上げになるけれども、月で見た場合に現状よりも所得が少し落ちると。水準は維持したいというようなお話だったんですけど、どうも全体的な、専門家の話なんかを聞くと、月収は少し下がらんじゃないかというような話になっているようです。ですので、月収でかなり生活のプランを考えていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃいますので、できるだけ月給の水準はですね、維持をしていただきたいというような要望をお願いしておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） じゃあ、要望ということで。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかに質問はありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（古嶋津義君） 今回の地方自治法の改正によりまして、勤務条件等が大変よくなったように感じてはおりますものの、選考につきましては厳格化を図るということではありますが、今のところ、お答えを聞いている範囲内では、余り変わっていないのかなと思いますので、その辺のところは少し厳格に、ひとつ採用につきましてはしてほしいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかに意見ありませんか。ありませんですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第59号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号・八代市職員の分限に関する手

続及び効果に関する条例等の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第61号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（濱田浩介君） 議案第61号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（濱田浩介君） 議案書は43ページからになります。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正に伴い一般職の職員の欠格条項が改正されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行う必要があるものでございます。

まず、今回改正されました地方公務員法の一部改正の内容について御説明いたします。

配付しております資料で、右肩に議案第61号関係資料と記載しております資料の1の地方公務員法の一部改正についてを使って御説明させていただきます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

今回の地方公務員法の改正の主なものとしては、まず、地方公務員法における欠格条項である同法第16条から、第1号の「成年被後見人及び被保佐人」が除かれることになりました。また、地方公務員法第28条第4項では、同法第16条の各号に該当した場合は失職するとなっておりますが、第1号が削除されたことにより、職員が成年被後見人等に該当しても失職しないこととなりました。

また、期末手当、勤勉手当や退職手当につき

ましては、懲戒免職や地方公務員法の欠格条項に該当する場合には、成年被後見人又は被保佐人に該当する失職の場合を除き、支給の対象外、または支給に制限がありました。

このように、今回、地方公務員法における欠格条項から、成年被後見人及び被保佐人であることが除かれたことに伴い、本条文を引用している5つの条例を改正する必要があるため、今回提案させていただいたものです。

資料の2の新旧対照表をごらんください。

まず、第1条関係は、八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ですが、本条例の第5条におきまして、地方公務員法第16条第2号の規定が引用されておりますが、同条第1号が削除されましたので、参照条文のずれを解消するものでございます。

資料の2ページ目をお願いします。

八代市一般職の職員の給与に関する条例ですが、地方公務員法の改正により、成年被後見人又は被保佐人に該当することによる失職が除かれましたことから、本条例の期末・勤勉手当等に関する規定から、「地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項により、失職となる。」規定を削除するものでございます。

資料の3ページ目をお願いします。

第3条関係は、八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例ですが、先ほどの第2条関係と同様に、「地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職する。」規定を削除するものでございます。

資料の4ページ目をお願いします。

第4条関係は、八代市職員退職手当支給条例ですが、本条例におきましても、退職手当の支給制限に係る規定から、「地方公務員法第16条第1号に該当する場合を除く。」という規定を削除するものでございます。

次に、第5条関係は、八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、先ほどの第4条関係と同様に、「地方公務員法第16条第1号に該当する場合を除く。」規定を削除するものです。

最後に、本条例の施行期日につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布の日から6月を経過した日となる令和元年12月14日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第61号・八代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第62号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課消防防災係長（稲崎敬文君） そ

れでは、議案書47ページの議案第62号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正の説明をいたします。座らせて説明してもいいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課消防防災係長（稲崎敬文君） ありがとうございます。

それでは、別紙説明資料の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、欠格条項、第4条の1「成年被後見人又は被保佐人」を削除する改正であります。

削除理由でございますが、先ほど人事課からも説明いたしましたとおり、地方公務員法の改正に伴い、八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例を一部改正するものです。

以上で条例改正の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第62号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号・八代市印鑑条例の一部改正に

ついて

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第63号・八代市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（西田裕一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民課、西田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議案第63号・八代市印鑑条例の一部改正について説明をさせていただきます。座って説明してよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民課長（西田裕一君） 議案書の49ページをお願いいたします。

改正理由、改正内容は、49ページと50ページに記載されておりますが、内容の説明は先に配付させていただいております資料により御説明させていただきます。

資料はございますでしょうか。

○委員長（前川祥子君） はい、大丈夫です。

○市民課長（西田裕一君） ありがとうございます。

まず、1、改正理由でございますが、住民票、マイナンバーカードへの旧氏（旧姓）、どちらも同じ意味でございますが、法令上の表現に合わせて、ここでは旧氏と表現を統一させていただきます。この記載を定めました改正住民基本台帳法施行令等が平成31年4月17日に公布されまして、令和元年11月5日から施行されることに伴いまして、窓口サービスの向上、女性活躍推進の基盤整備の観点から、住民票、マイナンバーカードと同様に、印鑑登録証明書にも旧氏が記載できることや旧氏が入った印鑑を登録できるよう改正を行うものでございます。

次に2、改正内容でございます。住民基本台帳の旧氏登録者、これは希望される方は申請が必要でございますが、この旧氏登録者に関し

て、印鑑登録証明においても旧氏が使用できるよう、八代市印鑑条例の下記の部分を改正するものでございます。

条例の具体的な改正箇所は資料の2ページ、3ページにあります新旧対照表の下線部分でございますが、大変申しわけありませんが、説明は1ページの資料のほうで、主な改正内容を説明させていただきます。

済みません、引き続き、資料の1ページをお願いいたします。

まず、登録できる印鑑についてですが、現在の氏に加えて、旧氏が入った印鑑の登録も可能とするよう改正するものでございます。これは条例の第5条の改正内容でございます。

次に、印鑑登録原票に旧氏の事項も登録するよう改正するものでございます。これは第6条の改正内容でございます。

続きまして、印鑑登録証明書に旧氏を現在の氏の横に併記するよう改正するものでございます。これは第13条の改正内容でございます。

最後に、印鑑登録の抹消について規定している部分でございますが、印鑑登録者が旧氏を変更した場合、それまで登録していた印鑑が現在の氏もしくは変更後の旧氏をあらわすものなくなった場合は、その印鑑登録を職権で抹消するよう改正するものでございます。これは第18条の改正内容でございます。

以上、4点が主な改正内容でございます。

なお、今、御説明しました4点も同様ですが、そのほかに表現や言い回しを改正した箇所が幾つかございます。これは総務省が示しました印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に沿って改正をするものでございます。

最後に3、施行期日でございますが、適用日につきましては、住民票とマイナンバーカードの旧氏併記の開始に合わせて、令和元年11月5日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御

審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 理解できましたが、周知に関してはどのような形で周知を図られるようにされておられますか。お伺いします。

○市民課長（西田裕一君） まず、住民票とマイナンバーカードの旧氏併記のことにつきまして、広報やつしろ10月号に掲載をする予定でございます。今回の議会で御決議をいただければ、印鑑登録証明書につきましても広報やつしろ11月号やホームページでPRをしていきたいと考えております。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません、不勉強で申しわけないんですが、この旧氏を印鑑登録することで、どういったところでメリット、どういう場合に活用が図られるんでしょうか。

それと、旧氏を使用できるようにするとなったときには申請が必要ですよということでした。申請は無料なのか、有料なのか、どの課に行けばこの申請が可能になるのかということをお聞かせください。

○市民課長（西田裕一君） 印鑑登録証明の活用ということでございませば、今の時点ですすね、どこで活用できるかというのはなかなか把握ができていない状況でございまして、総務省によりますとすすね、実際に公的な手続や契約などの場面で旧氏の使用が認められるかどうかは、各制度を所管する省庁や、各民間企業の判断によることになるということでございまして、今後の話としては、社会のさまざまな場面で旧氏が使用しやすくなるよう、引き続き関係機関に働きかけを行いたいということでござい

ます。

もう一つ、委員お尋ねの申請が有料かどうかということですが、まず、住民票の記載に申請をしていただく必要がありまして、その際に、申請書に添付するものとして、戸籍の謄・抄本が必要になります。もちろんこれは有料ということになります。旧氏ですので、以前の戸籍が必要になりますので、その氏が記載されている戸籍から現在の戸籍につながるまでの全ての戸籍が必要になりますので、除籍になっている場合もありますし、現在戸籍の場合もありますが、それらの費用は申請者の御負担ということになります。

窓口としましては、今、仮設庁舎の市民課と、各支所にあります地域振興課、及び鏡では市民環境課の窓口を考えております。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。なかなか活用の部分は把握ができていないということと、申請には戸籍が必要ですよということで、戸籍を取るときに自己負担が出てくると。申請のときは負担は必要ないんですかね。そこを確認させてください。

○委員長（前川祥子君） 申請のときは有料だと。先ほど。

○委員（大倉裕一君） 幾らの。

○市民課長（西田裕一君） 現在の戸籍だけで済めば、1通450円なんです。現在と前の戸籍が必ず要ると思いますので、前の戸籍が生きていれば、戸籍謄本が2つ要るということになりますので900円ですが、除籍になっていれば、750円かかりますので、1200円かかるという形になります。

○委員（大倉裕一君） 失礼しました。私が聞き逃してしまっただすね。戸籍だけ取れば対応が可能ということになっているということに理解をしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第63号・八代市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

執行部入れかえのため小会いたします。

（午前11時44分 小会）

（午前11時46分 本会）

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出が

あっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市営中央駐車場の取り扱いについて）

○委員長（前川祥子君） それでは、八代市営中央駐車場の取り扱いについてをお願いします。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、八代市営中央駐車場の取り扱いについて御報告させていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 失礼します。

報告内容といたしましては、八代宮南側にあります八代市営中央駐車場を10月1日から休止し、公用車及び職員駐車場として利用し、一部を市民に無料開放するものでございます。

資料につきましては、お手元に総務委員会資料、八代市営中央駐車場の取り扱いについてと書かれているA4縦の一枚紙のものがございます。ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

○委員長（前川祥子君） はい。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） それでは、資料の1ページをごらんください。

まず、現在の八代市営中央駐車場の概要を簡単に説明させていただきます。

中央駐車場の所在地は八代市松江城町4番35号で、地図のとおり、八代宮南側に位置しております。面積は1215.26平方メートルで、駐車台数は53台となっております。

また、利用時間は8時から21時30分まで、利用料金は入車から1時間以内は100円、それ以降30分を増すごとに50円となっ

ており、月決めの駐車場はございません。

料金徴収などを含めた管理は、公益社団法人八代市シルバー人材センターに委託しております。

そのほか、近くにありますが八代市立武道館の駐車場が少ないことから、武道館利用者の駐車も多く、現在、定期的な利用者の利用料金につきましては、１７時３０分から２１時３０分までの間は免除しております。なお、免除の申請者は約１００名となっております。

次に、２の中央駐車場の利用状況及び収支でございますが、資料には、平成２７年度から３０年度までの４年間の実績を記載しております。

では、昨年度、平成３０年度をごらんください。年間の駐車台数は、延べ１万８７５９台となっております。

次に、収支を見てみますと、駐車場使用料等の歳入は２７２万３１００円、歳出であるシルバー人材センターへの委託料や電気料などの駐車場運営費は４８６万８６４円となっております。昨年度は、２１３万７７６４円の赤字となっているところでございます。

利用台数の伸び悩みや人件費の増額に伴う委託料の増加などから、毎年度、赤字が続いている状況でございました。

また、資料にはございませんが、仮設庁舎における公用車及び職員駐車場の確保につきましては、担当課でも大変苦労しているところでございます。現在、各所に分散して駐車していることにつきましては、委員の皆様も御存じのことかと思います。

そして、新庁舎の本体工事が始まります１０月以降は、現在、本庁舎敷地内に８５台分ある公用車の駐車スペースが、１４台分しか確保できない状況となることでございます。

このようなことから、３の今後の運用でございますが、新庁舎建設に伴う庁舎駐車場不足の

解消及び赤字経営からの脱却の観点から、中央駐車場を休止し、来月１０月１日から新庁舎完成までの間、公用車及び職員駐車場として運用することといたしました。

なお、市職員の勤務時間外については、一部スペースを市民へ無料開放することとしております。

具体的な利用時間で利用方法を説明いたしますと、平日の７時３０分から１７時３０分までは、大部分を公用車及び職員用の市役所関係車両駐車場として利用いたします。その後の１７時３０分以降は、職員駐車スペースの２６台分があきますることから、２４時まではそのスペースを無料開放いたします。なお、２４時までといたしましたのは、恒常的な夜間の駐車を防ぐ目的でございます。

また、年末年始を含む土日祝日につきましては、同様に、職員駐車スペースの２６台は無料開放として、本町アーケード商店街や周辺施設に来られる方などに御利用していただきたいと考えております。

次に、裏面の２ページ、４をごらんください。

１０月以降の具体的な利用エリアの予定でございます。

３色に色分けしております。まず、青色のＡとＢの計１９台分につきましては、終日、公用車駐車場として、また、赤色のＦにつきましては、終日、武道館利用者などの専用スペースとして使用いたします。

次に、黄色のＣ、Ｄ、Ｅの計２６台分は、先ほどから御説明しておりますとおり、平日の７時３０分から１７時３０分までは職員駐車場として、平日の１７時３０分から２４時まで及び土日祝日は無料開放エリアとする予定でございます。

次に、５の市民への事前周知についてでございますが、広報やつしろ１０月号、市ホームページ

ージへの掲載はもちろん、中央駐車場窓口でのチラシの配布、商工会議所や斎場などの近隣事業所等への説明、予告看板の設置を行っております。

また、武道館利用者へは、個別に文書による通知をいたしているところでございます。

最後に、今後の運営方法についてでございますが、今月中に、駐車エリア用の区画線の整備をいたします。それと、駐車場入り口に、利用方法や駐車スペース等を表示した看板の設置を予定いたしております。

また、10月以降につきましては、管理人は配置せず、ゲートバーを外し、常時開放とし、庁舎守衛によります巡回により管理運営いたしますこととしております。

以上、簡単でございますが、八代市営中央駐車場の取り扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 市の考え方なんですけど、職員さんの通勤による必要とされる自家用車の駐車場は、市のほうで準備をするという考え、方針なんですかね。

○資産経営課長（鋤田敦信君） 方針といいいますか、これまでの流れがあると思います。旧庁舎のころからですね、ある程度、職員がとめていたスペースがございますので、現在も、敷地外ですけれども、市有地のほうに職員駐車場は台数分、今150台ぐらいですかね、を確保している状況でございます。

○委員（大倉裕一君） 私の認識が間違っていれば御指摘をいただきたいというふうには思うんですが、全て、何というのかな、今の台数ですね、確保されている台数だけでは、全ての職員さんの通勤の車がとめられているわけではなくて、周囲に自己負担でとめていらっしゃる方

もいらっしゃるのではないかなというふうに、私は認識をしているところです。

今回の駐車場については無料ということを想定されているようですが、私はほかの職員さん、自分で借りていらっしゃる方々との均衡をやったり図るべきかなというふうな思いを持っておりまして、幾らか、わずかでも構いませので、ここは有料にすべきではないかなというふうな思いを持って聞いておりました。

以上です。

○委員長（前川祥子君） それは御質問で。意見で。

○委員（大倉裕一君） 変わらないと思いますけど、じゃあ、答弁があれば。

○委員長（前川祥子君） いま一度、考え方というところで、お尋ねされますか。

○委員（大倉裕一君） はい、じゃあ、せっかくですので。

○資産経営課長（鋤田敦信君） 委員おっしゃったとおりですね、有料化については一つの検討課題であるというふうに私どもも認識はしているような状況でございます。仮設庁舎だけではなくて、各支所とか、各それぞれの施設の事情もございますので、その辺をトータルで考えながらですね、検討していく必要があると思います。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

もう1点、別件で、市庁舎建設が完成するまでということですが、条例の対応というのは、これは出てこないんですかね。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 私のほうで今回、条例のほうの改正は行いません。新庁舎完成後の駐車場整備についてはまだ未定ということで、今回は閉鎖とせず、八代市市営駐車場の条例の9条にですね、休止という項目がございますので、その休止の取り扱いをしたいというふうに考えております。

しかしながら、御説明をいたしましたとおり、長年ですね、赤字経営というようなところでございますので、新庁舎完成後もですね、もとの状態に戻すということはなかなか考えられないということでございますので、完成後につきましては、引き続き、市役所案件の駐車場として利用するか、もしくは、例えば月決め駐車場にしたりとか、売却とかいう部分ですね、さまざまな選択肢が考えられると思いますので、その際にですね、条例改正が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。と、意見をあわせてもう言うておきます。

○委員長（前川祥子君） ちょっとお待ちください。

質疑ほかにありませんか。意見もじゃあ。質疑からよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） よかでしょう。所管事務だけん。

○委員長（前川祥子君） ああ、そうですね。じゃあ、まあ。

○委員（大倉裕一君） どうぞ、どうぞ。

○委員（橋本隆一君） とてもありがたいんですけど、周知についてはですね、どのようにお声かけされてますか。されますかということをお願いします。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 先ほども申し上げ説明したとおりなんですが、広報やつしろ、市ホームページなどでは、あげておりますし、直接的にもですね、利用者の方にはチラシを配布したりということと、近隣事業者につきましては、6件ほどの事業者につきましてはですね、直接的に説明をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます

た。

もう1点、済みません、今現在、シルバー人材センターに委託ということですが、向こうのほうから何か要望とか御意見とかありましたですか、この件に関して。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 御説明をいたしたところなんですけれども、このですね、事務自体がですね、数少ない事務系の仕事ということで、大変人気のある職種だということでお伺いをいたしました。そういうことで、大変ですね、事務の方も残念がられたんですが、以前から赤字ということはですね、示しておったところでございますので、その点につきましては御了承いただいたというふうに思っております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） それでは、大倉委員、意見ですかね。よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 管理についてですけども、今まで、今、橋本委員のほうから、シルバー人材センターさんのほうに委託をされていて、きちんと管理をされていたということでもあります。これから市のほうで直接管理をされるという形になっていくと思います。シルバー人材センターに委託している以上の支出にならないようにですね、そこはしっかり検討を重ねていただきたいというふうに思います。それが1点です。

それと、もう1点は利用時間についてです。本町の飲み屋さんですね、繁華街の近くの駐車場ということで、飲酒運転の、何というんですかね、助長というんですかね、にならないように、24時という時間は区切られていますけれども、そのあたりはまた時間の検討もですね、お願いをしていただければというふうに思うところです。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市営中央駐車場の取り扱いについてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（指定管理者の募集について）

○委員長（前川祥子君） 次に、指定管理者の募集についてをお願いします。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）泉支所地域振興課長の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、指定管理の募集につきまして、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） 資料につきましては、A3の横とA4の縦、2枚つづりでございます。

それでは説明に入ります。

泉支所地域振興課が所管しております八代市振興センターいずみですが、今年度末に指定管理の期間が満了を迎えますので、更新の手续及び今後の事務の進め方について報告いたします。

本施設の指定管理の更新に当たりましては、施設の設置目的やこれまでの運営状況等について把握し、本市の、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及びその運用指針に照らして、次のとおり判断したところでございます。

八代市振興センターいずみですが、平成19年から指定管理制度を導入し、これまで3回の指定管理を行っております。現在、指定管理は

八代市商工会です。前回の募集方法は公募で、5年間で行いました。

今回の更新に当たりましては、引き続き、公募とし、期間につきましては3年間を考えております。

近年、利用者、使用料ともに減少しております。また、泉コミセンの開館、人口の減少、支所の老朽化などを踏まえ、今回の期間中に施設の運営方法等について検討していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、9月下旬から10月上旬を募集期間とし、11月上旬までに候補者選定委員会で審議をした上で候補者を決定します。その後、12月議会において、指定管理者の選定と債務負担行為の議決をお願いする予定としております。3月に協定書を締結し、4月から管理運営開始と予定しております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。よろしいですか。

○委員（村川清則君） これ、前回、幾つかの業者さんというか、団体が、幾つ。（泉支所地域振興課長中村道久君「商工会1件で行いました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） じゃあ、挙手で教えてください。

○泉支所地域振興課長（中村道久君） 八代市商工会1件で行いました。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） では、以上で指定管理者の募集についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後０時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年９月２５日

総務委員会

委員長